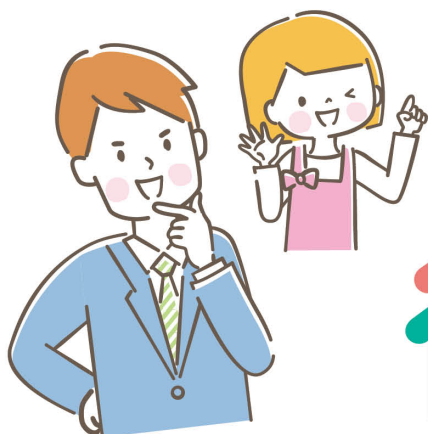




行橋市 こども計画

令和7年度～令和11年度



概要版



令和7年3月
行橋市

行橋市子ども計画とは

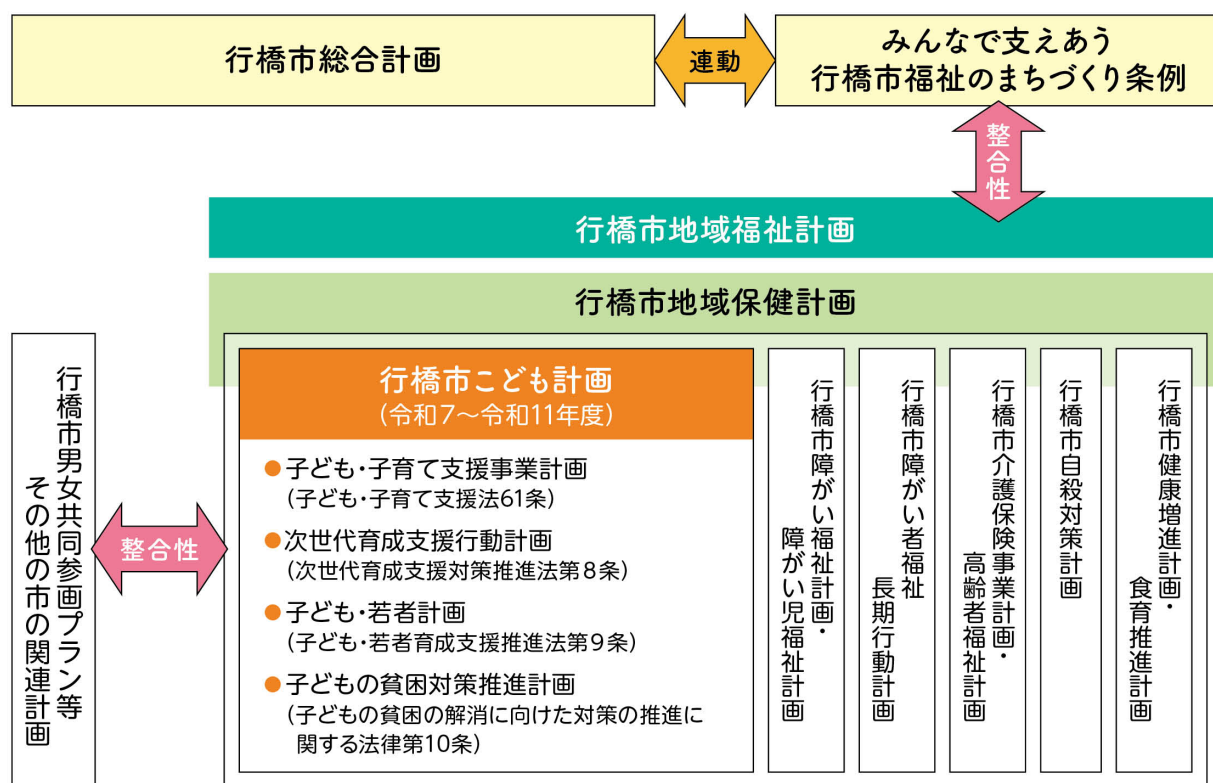
計画策定の趣旨

こどもや関わる人々への支援を一体的に提供するため、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。国は同法に基づき、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、こども政策を総合的に推進しています。

本市では、「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育の充実や子育て支援の促進に取り組んできました。これを踏まえ、「こども大綱」等の方針に沿った子ども施策の総合計画として、新たに「行橋市子ども計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」として、こども・子育て支援、児童福祉、少子化対策、若者支援などの関連分野を統合した総合計画です。また、市の最上位計画である「行橋市総合計画」を上位に位置づけ、福祉・保健分野の基本計画を踏まえつつ、各種関連計画との整合性にも配慮しています。



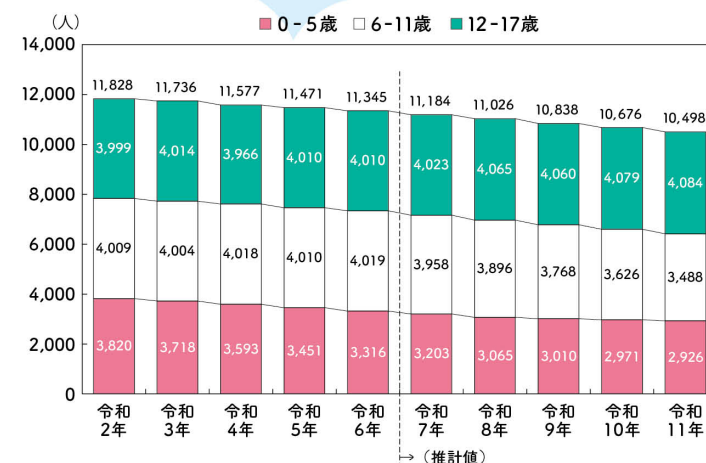
計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理し、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直し等を行います。

行橋市のこども・子育ての現状

18歳未満人口の推移と推計

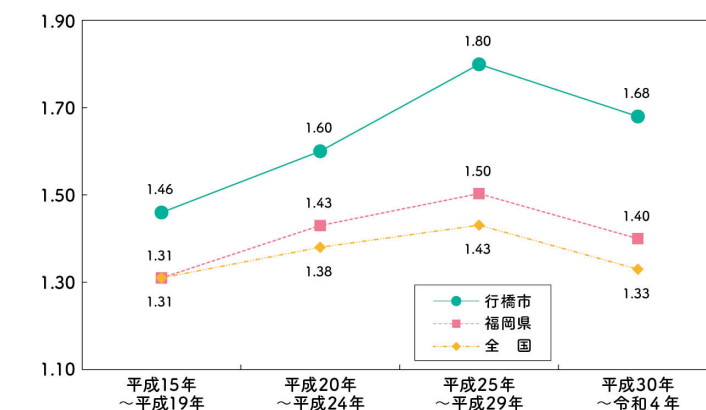
18歳未満の人口は、出生数の減少に伴い、減少傾向にあることがわかります。本計画の年度中(令和7年度から令和11年度)も、18歳未満人口は継続して減少していくと予想されます。



合計特殊出生率

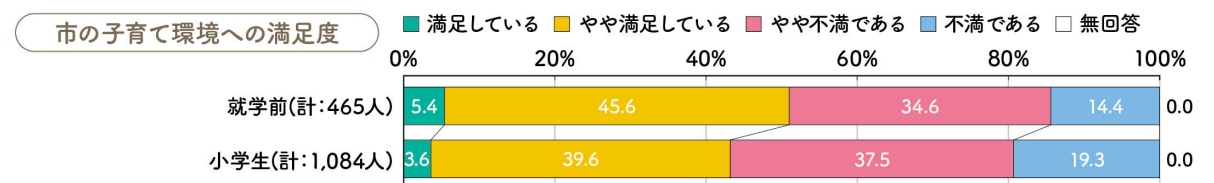
合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。本市の出生の状況を、ベイズ推定値※を用いて全国、福岡県と比較しました。本市の合計特殊出生率は全国・県平均よりも高く推移していますが、人口置換水準(人口を維持するために必要な水準)である2.07を下回って推移しています。

※ベイズ推定値：該当する市区町村の女性人口、出生数の実績をもとに、所属する都道府県の全市区町村の出生率を用いて推定した値。偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる。市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値を比較している。

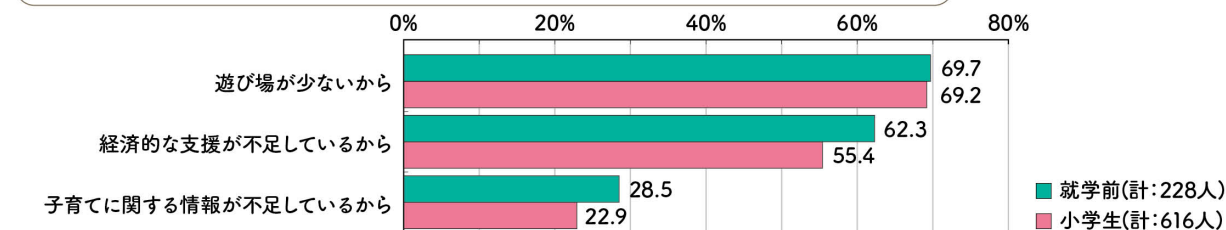


市の子育て環境への満足度と不満に思う理由

本計画の策定にあたって実施した就学前・小学生保護者へのニーズ調査によると、市の子育て環境について満足していると回答した人は就学前で51.0%、小学生で43.2%となっています。半数近くが不満と回答していますが、その理由についてたずねたところ、「遊び場が少ないから」「経済的な支援が不足しているから」「子育てに関する情報が不足しているから」と回答した人が多い結果となりました。



「不満である」「やや不満である」と回答した人の理由(回答の多かった上位3項目)



「行橋市こども計画」の基本理念と基本的視点

本計画では「すべてのこどもが健やかに育つことができる環境づくり」を基本理念とし、家庭・地域・企業・教育保育関係者・行政が連携し、子育てしたくなるまち行橋市を目指して、施策を推進していきます。

基本理念

すべてのこどもが健やかに育つことができる環境づくり

基本的視点

①こどもの「最善の利益」の実現

本市のこども一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

②すべてのこども・子育て家庭に対する支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めたすべてのこどもと子育て家庭を対象に、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。このようなこども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で取り組みます。

③質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供

幼児教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら、こども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

④地域社会全体で子育てを支援

子育ての不安を解消し、安心してこどもを産み、育てることができる地域社会を目指し、子育て家庭の親子が身近な場所で交流したり、育児相談をすることができる地域子育て支援拠点施設など、多様な保育ニーズに合ったきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

「行橋市こども計画」の体系

基本理念

すべてのこどもが健やかに育つことができる環境づくり

基本的視点

こどもの「最善の利益」の実現	質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供
すべてのこども・子育て家庭に対する支援	地域社会全体で子育てを支援

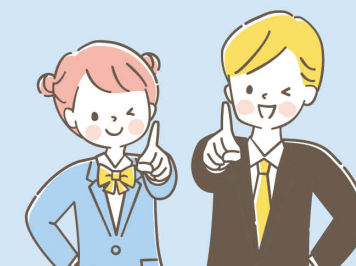
1 ライフステージを通した重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策の推進
 - ① 教育の支援
 - ② 生活の安定に資するための支援
 - ③ 経済的支援の充実
- (5) 支援が必要なこどもへの対策
 - ① 発達支援・障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 - ② 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み



2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ① 妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の実施
 - ② 居場所づくり
 - ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ⑤ いじめ防止
 - ⑥ 不登校のこどもへの支援
 - ⑦ 校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止
- (3) 青年期
 - ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
 - ② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実



3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

4 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
- (2) 教育・保育提供区域の設定
- (3) 量の見込みの算出方法
- (4) 幼児教育・保育(1～3号)の量の見込みと確保の方策
- (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- (6) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保
- (7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



「行橋市こども計画」で取り組むこと

本計画では、ライフステージを通じた継続的な支援を重視し、こども施策を段階ごとに推進します。アンケート結果を踏まえ、遊び場の整備、経済的支援の充実、子育て情報の提供体制強化にも取り組みます。



「ライフステージを通じた重要事項」として取り組むこと

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

- こどもや若者を尊重する社会をつくり、「こどもの権利」を大切にするための人権教育に取り組みます。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- こどもたちが遊びや体験を通じて健やかに成長できるよう、学びの場や活躍の機会を広げ、自然体験や仕事・文化・芸術への触れ合いを重視した挑戦できる環境を整えます。

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- こどもや若者が乳児期から成人まで、安心して医療・健康サポートを受けられるようにし、病気やけがへの対応だけでなく、成長に応じた健康づくりや心のケアにも取り組み、安心して暮らせる環境を整えます。

（４）こどもの貧困対策の推進

- すべての子どもが経済状況に関係なく安心して成長できる社会を目指し、学びや生活の支援、保護者の就労支援を通じて、将来に希望を持てる環境づくりを進めます。

（５）支援が必要なこどもへの対策

- 発達や障がい、病気などにより特別な支援が必要な子どもが安心して生活し学べる環境を整えるとともに、虐待や家庭の問題で困っているこどもを守り支える取り組みを進め、すべての子どもが安心して暮らせる社会を目指します。

（６）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

- こどもや若者が悩みを一人で抱え込まず、いつでも相談できる体制を整え、自殺予防につなげます。また、犯罪や危険からこどもを守るため、地域全体での見守りを強化し、こどもが安全に暮らせる環境を整備します。

「ライフステージ別の重要事項」として取り組むこと

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

- 妊娠前から幼児期まで安心して過ごせるよう、医療と子育ての支援を行います。こどもが健やかに育ち、楽しく遊べる環境づくりを進めます。

（２）学童期・思春期

- こどもが安心して学び過ごせるよう、教育や居場所づくりを進め、いじめ防止や不登校支援、体罰の防止などの取り組みを強化します。あわせて、小児医療や心の健康、将来に向けた学びの支援の充実を目指します。

（３）青年期

- 若者の自立を支えるため、就職や安定した働き方、新生活や結婚への支援を行います。あわせて、悩みを抱える若者や家族が相談できる環境を整えます。



「子育て当事者への支援に関する重要事項」として取り組むこと

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- こどもが安心して学び続けられるよう、保育園から大学までの教育費負担を軽減し、すべてのこどもが平等に学べる環境を整えます。

（２）地域子育て支援、家庭教育支援

- 子育て家庭を地域で支える仕組みを整え、親が学び相談できる場を広げ、家庭での子育てを支援します。

（３）共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- 夫婦が協力して子育てができるよう、共働きや子育てを推進します。男性も積極的に家事や育児に関われるよう、職場環境を整え、社会全体で取り組みを後押しします。

（４）ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が安心して子育てや生活を続けられるよう、経済的支援や就職のサポートを行います。こどもの学びや生活を支える仕組みを整え、地域で安心して暮らせる環境をつくります。



子ども・子育て支援事業計画

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたって、本市の児童の推計値や保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って、本市の地域特性との整合性等を検証しながら、算出しました。

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市においては、子育て中の保護者が、居住地区に関わらず、市内の関連施設を広域的に利用している状況にあるため、すべての事業について **市全域を提供区域として設定** し、事業を実施します。



幼児教育・保育事業等の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法により、こども及びその保護者が教育・保育給付を受けるには、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）が必要です。市町村は保護者の申請に基づき、国の基準で保育の必要性を認定し、給付を支給します。認定区分は3つに分かれ、それぞれ利用できる施設や事業が異なります。

区 分	要 件
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する児童
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童

教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(人)

		R 7	R 8	R 9	R10	R11
1号	量の見込み	909	856	830	815	794
	確保方策	1,089	1,102	1,109	1,113	1,118
	過不足	180	246	279	298	324
2号	量の見込み	886	835	809	794	774
	確保方策	1,041	1,033	1,029	1,027	1,024
	過不足	155	198	220	233	250
3号	量の見込み	796	773	770	765	762
	確保方策	809	809	829	829	829
	過不足	13	36	59	64	67

地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

事 業		単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
時間外保育事業		人日／月	511	489	480	474	466
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	量の見込み	人	1,000	984	951	917	880
	確保方策	人	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
	過不足	人	102	118	150	186	221
地域子育て支援拠点事業		人日／月	803	782	779	773	770
一時預かり事業	幼稚園型	人日	60,751	57,234	55,476	54,436	53,072
	その他	人日	452	432	425	419	413
病児保育事業	量の見込み	人日	1,077	1,031	1,012	999	984
	確保方策	人日	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
ファミリー・サポート・センター事業		人日	362	357	345	332	319
利用者支援事業	基本・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
妊婦健康診査		人	487	481	479	477	474
乳児家庭全戸訪問事業		人	487	481	479	477	474
養育支援訪問事業		人	92	91	91	90	90
子育て世帯訪問支援事業		人	387	377	364	353	341
児童育成支援拠点事業	量の見込み	人	24	24	23	23	23
	確保方策	人	15	15	15	15	15
	過不足	人	▲9	▲9	▲8	▲8	▲8
妊婦等包括相談支援事業		人回	1,461	1,443	1,437	1,431	1,422
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳（生後6か月以降）	人	—	11	11	11	11
	1歳	人	—	11	10	11	11
	2歳	人	—	10	11	10	11
産後ケア事業		人回	367	363	361	360	357

※放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、病児保育事業及び児童育成支援拠点事業以外については、量の見込み＝確保方策として設定。
※子育て短期支援事業（ショートステイ）、親子関係形成支援事業については、本計画期間中に実施について検討します。



こども施策を推進していくために

計画の推進体制

市民や関係団体への計画周知を図り、行動を促します。市報やホームページなどで進捗状況も定期的に発信し、計画の周知・浸透を図ります。計画は子ども支援課が中心となり、関係部局や地域団体・事業者と連携して地域ぐるみで推進を図ります。また、国・県とも連携し、各種施策の充実を図ります。

計画の進捗管理

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標と指標を設定し、進捗を管理します。進捗状況は子ども・子育て会議で評価し、助言をもとに推進します。また、必要に応じてアンケートを実施し、ニーズに応じた中間見直しを検討します。



こども・若者の社会参画・意見反映

こどもや若者の社会参画を進め、意見を施策に反映できるよう、国が示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の周知に努め、より身近に感じられる取り組みを推進します。

また、こども自身がルール の 制定や見直しに関わることは、意見表明権の保障につながるとともに、当事者の視点からの見直しや課題解決の経験として教育的な意義もあります。こうした取り組みは、学校や教育委員会の先進事例などを活用して広く発信します。

さらに、安心して意見を表明できる環境を整えるため、安全な場の提供と、意見を引き出すファシリテーターの活用が重要です。こども家庭庁の調査研究を踏まえ、今後はファシリテーターの人材確保や育成も進めていきます。

「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM※

本計画では、すべてのこどもが公平で健やかな環境で成長できるよう、各種データに基づいて取り組みを策定・評価するための指標を設定します。

※EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)：
証拠に基づく政策立案のこと。
政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、
政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に
基づくものとする。



EBPM指標

(一部抜粋)

	指 標	基準値 (令和5年)		目標値 (令和11年)
		対 象	割 合	
全体目標	生活の満足度が高い人の割合 最近の生活の満足度について「8」以上と回答した人の割合	10-14歳	59.4%	↑
		15-39歳	46.2%	↑
		未就学	32.1%	↑
		小学生	25.8%	↑
	子育てを楽しんでいる人の割合 子育てについて「大変楽しい」「楽しいことが多い」と回答した人の割合	未就学	88.4%	↑
		小学生	85.7%	↑
ライフステージを通じた重要事項				
1－(1) こども・若者が権利の 主体であることの 社会全体での共有等	「こどもの権利」の認知度 「こどもの権利について聞いたことがありますか」という問い に対して「知っている(名前も内容も知っている)」と回答した 人の割合	10-14歳	28.6%	↑
		15-39歳	38.4%	↑
1－(3) こどもや若者への 切れ目のない 保健・医療の提供	妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康・発達に 対する支援の満足度 「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康・発達に対する支援が ある」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と 回答した人の割合	未就学	46.0%	↑
		小学生	32.6%	↑
1－(4) こどもの貧困対策の推進	子育てにかかる学費の負担感 子育ての中で負担を感じている(負担になると思う)費用に ついて「小・中・高校にかかる費用(授業料、学用品費など)」「 大学にかかる費用(入学金、授業料、仕送りなど)」「学校以外 の教育費(塾、通信教材など)」のいずれかを回答した人の割合	15-39歳	79.9%	↓
1－(5) 支援が必要な 子どもへの対策	ヤングケアラーに該当するこども・若者の割合 自分がヤングケアラーにあてはまるかについて「あてはまる」 と回答した人の割合	10-14歳	2.9%	↓
ライフステージ別の重要事項				
2－(1) こどもの誕生前から 幼児期まで	保育サービスや子育て支援のサービスの満足度 保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすいかに ついて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した 人の割合	未就学	46.2%	↑
		小学生	26.4%	↑
2－(2) 学童期・思春期	何らかの悩みがある人のうち、 相談できる人がいる人の割合 何らかの悩みがあると回答した人のうち、「相談相手や話を 聞いてくれる人がいる」と回答した人の割合	10-14歳	74.0%	↑
2－(3) 青年期	孤独を感じている人の割合 孤独であると感じることがあるかについて、「時々感じる」 「いつも感じる」と回答した人の割合	15-39歳	24.7%	↓
	結婚を希望する人の割合 今後、結婚したいと思うかについて、「結婚したい」「どちらか といえば結婚したい」と回答した人の割合	15-39歳	72.7%	↑
子育て当事者への支援に関する重要事項				
3－(2) 地域子育て支援、 家庭教育支援	地域での子育て支援に関する満足度 ボランティアや地域の人等による子育て支援が活発だと思 うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答 した人の割合	未就学	19.0%	↑
		小学生	16.6%	↑
3－(3) 共働き・子育ての推進、 男性の家事・育てへの 主体的な参画促進・拡大	子育てと仕事の両立支援に関する満足度 企業や行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる と思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」 と回答した人の割合	未就学	15.9%	↑
		小学生	13.5%	↑

※未就学：未就学児保護者、小学生：小学生保護者

行橋市は、こどもや若者の意見をまちづくりに活かします

行橋市こども計画をすすめていくために、みなさんの意見を聞くことがとても大切です。行橋市のこどもが楽しく健やかに育つまちをつくるために、ぜひみなさんの意見を聞かせてください！



アンケートフォーム



意見のおくりかた
このQRコードをカメラで読み込むか、
次のURLを開き意見を書いて送ってください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/surveys/8659841893128032218>

行橋市ホームページ(行橋市こども計画関連)



行橋市子ども計画(計画書、概要版、こども版)
アンケート調査結果などが公開されています。
ぜひご覧ください。

URL : <https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/kosodate/36185.html>

行橋市こども計画(概要版)

令和7年3月

編集・発行 行橋市 福祉部 子ども支援課

〒824-8601 福岡県行橋市中央1丁目1-1

TEL 0930-25-1111 FAX 0930-22-7952